

7 立環指第5号

平成7年2月23日

近畿通商産業局 商工部長 殿

環境立地局 環境指導課長

阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策
について

今般発生した阪神・淡路大震災の被害は極めて甚大であり、被災地においては工場及び事業場を含む多数の建築物が損壊し、現在、解体・撤去作業が行われているところであります。

こうした建築物の解体・撤去に当たっては、アスベストの飛散による二次災害を予防するため、事前に吹付けアスベストを除去するなど、損壊した建築物の状況に応じ適切な飛散防止対策を施すとともに、除去した吹付けアスベスト廃棄物の処理及び労働者の暴露防止対策にも万全を期されますよう、貴局におかれましては、管内における事業者団体等を通じての事業者に対する指導等、特段の御配慮をお願いいたします。